

コンプライアンス委員会規定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県スキー連盟（以下「本連盟」という。）の
コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関する組織及び運営について定める。

(審議事項及び調査)

第2条 委員会は、以下に掲げる事項について審議し、審議の結果を委員会の意見として
理事会に答申する。

- (1) 対象者による本連盟の規程違反の有無
- (2) 対象者に対する懲戒処分に関する事項
- (3) スポーツ仲裁に関する事項
- (4) その他本連盟のコンプライアンスに関する事項

2 委員会は、前項の審議及び答申をするために必要な調査を行うことができる。また、必
要に応じて第三者に調査の全部又は一部を委託することができる。

(構 成)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は専務理事が、副委員長は総務本部長がつとめる。

3 委員は、理事及び総務本部委員の中から理事会の決議によって選任する。ただし、理事会
は、必要に 応じて、有識者等を委員に選任することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を審議することができない。

3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、参考人及び関係者を出席させ、その意見又は報告を
聴取することができる。

(弁明の機会の付与)

第7条 委員会は、懲戒処分を決定する前に、対象者に対して弁明の機会を与えなければ
ならない。

(議事録)

第8条 委員長は、委員会の議事につき議事録を作成する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

令和7年 11月 12日 制定